

環境省、原子力規制庁への要請書

2019年10月10日

環境省の「放射線による健康影響に関する統一的な基礎資料（以下「統一的な基礎資料」と表記）」の公衆の線量限度に関する部分を下記の改定要求案に書き換えることを求めます。
検討し、2週間後をめぐり、ご回答ください。

環境省の「統一的な基礎資料」では、公衆の線量限度の国内法令に関して次のように記載されています。

線量限度の規定はない（事業所境界の線量限度、排気排水の基準は1 mSv/年を基に設定している）

この記述は、山本太郎議員質問主意書に対する政府答弁書（平成25年10月29日）の「・・・一般公衆の被ばく線量限度の規制は設けられていない。なお、・・・原子炉施設の周辺監視区域外等における線量限度を年間一ミリシーベルトと規定している。」に沿ったものと考えられます。

しかし、この記述では、「日本の法令は公衆の被ばく限度と無関係に作られている」ということになり、事実と反しています。

日本の放射線防護体系では、ICRP1990年勧告国内法取入れに際しての放射線審議会の意見具申（1998年6月）を踏まえて、公衆の被ばく限度を年1 mSvとして、規制体系の中で担保されています。これが読者に伝わるよう、全面的に書き換えるべきです。

改定要求案

公衆の被ばく限度を1 mSv/年とし、規制体系の中で担保している（事業所境界の線量限度、排気排水の基準は1 mSv/年を基に設定している）

線量限度		国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と国内法令の比較			
		職業被ばく		公衆被ばく	
		国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007年勧告	放射線障害の防止に関する法令 (日本) 平成24年3月時点	国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007年勧告	放射線障害の防止に関する法令 (日本) 平成24年3月時点
実効線量の線量限度		定められた5年間の平均が20mSv いかなる1年も50mSvを超えるべきでない	勧告に同じ	1 mSv/年（例外的に5年間の平均が年当たり1 mSvを超えなければ、単一年に限度を超えることが許される場合がある）	線量限度の規定はない（事業所境界の線量限度、排気排水の基準は1 mSv/年を基に設定している）
線量限度の等価線量の	眼水晶体	150mSv/年	150mSv/年	15mSv/年	—
	皮膚	500mSv/年	500mSv/年	50mSv/年	—
	手先、足先	500mSv/年	—	—	—
職業人（女子の場合）の線量限度		妊娠の申告以降の妊娠期間に胎児の等価線量(子宮内被ばく)が1 mSvを超えないようにする	5 mSv/3か月 妊娠の事実を知った後、出産まで腹部表面の等価線量限度2 mSv 内部被ばく1 mSv	—	—

mSv：ミリシーベルト

出典：国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007年勧告
放射線障害の防止に関する法令（平成24年3月時点）より作成

以下に、この改定要求の根拠を述べます。

1. 「公衆の線量限度を年 1 mSv としこれを規制体系の中で担保すべき」とした放射線審議会の意見具申 ICRP1990 年勧告国内法取入れに際しての放射線審議会の意見具申（1998 年 6 月）では、「取入れに当たつての基本的考え方」として、下記のように書かれています。（参考資料①）

公衆の被ばくに関する限度は、実効線量については年 1 mSv、組織に対する線量限度については、眼の水晶体に対する線量限度を年 1.5 mSv、皮膚に対する線量限度を年 50 mSv とし、これを規制体系の中で担保することが適当である。
このためには、施設周辺の線量、排気・排水の濃度等のうちから、適切な種類の量を規制することにより、当該線量限度が担保できるようにすべきである。

2. 2019 年 6 月 12 日の交渉で確認された要点

原子力規制庁は、初め政府答弁書（平成 25 年 10 月 29 日）と同じ見解であると述べられましたが、論議の結果次のようになりました。

- ・原子力規制庁から、「線量告示は放射線審議会の意見具申をふまえて作成している。」との説明がありました（参考資料③）。
- ・原子力規制庁は、「それ（公衆の線量限度）を担保するために原子炉等規制法に基づいて線量告示を定めている。」と認めました（参考資料④）

3. 2019 年 9 月 11 日の政府交渉における原子力規制庁の説明は参考にならない

環境省と共に出席された原子力規制庁は、「公衆の被ばくに関する線量限度というものは、規定していないと認識している。原子力施設敷地周辺の線量限度等定める告示を定め原子力施設周辺の放射線の影響を極力下げようとするための基準として、設けている。」「原子力施設を設置している業者を規制しているもので、その敷地周辺の線量限度を年間 1 mSv と定めている。」と説明されました。この説明は政府答弁書（平成 25 年 10 月 29 日）の趣旨の繰り返りで、環境省の「統一的な基礎資料」の記述とほぼ同じです。暗に「書き換えの必要はない」と言われたと思われま。

しかし原子力規制庁のこの説明には大きな問題点があります。それは、放射線審議会の意見具申（1998 年 6 月）について触れていないということです。わずか 3 か月前に原子力規制庁が「線量告示は公衆の線量限度を担保するために定められている」と認めたことが全く無視されています。

今回の原子力規制庁の説明は「結論ありきの説明」に過ぎず、「統一的な基礎資料の書き換え」を論議する参考にはなりません。

4. 厚生労働省は「医療放射線の施設設備の構造基準について」の中で「一般公衆の線量限度を担保するため」と明記している

厚生労働省の「医療放射線の適正管理に関する検討会」（第 7 回、第 8 回、平成 30 年）で配布された資料「医療放射線の施設設備の構造基準について」の 8 ページに下記のように記載されています。

病院内の居住する区域及び敷地の境界

○病院内の居住する区域及び敷地の境界における線量限度は、一般公衆が存在する区域を防護し、一般公衆の線量限度を担保するために規定されている。

このように、原子力規制庁の「線量告示」に相当する「医療法施行規則第三十条の十七及び第三十条の二十六第四項」に関して、厚生労働省は、「病院内の居住する区域及び敷地の境界における線量限度は、一般公衆が存在する区域を防護し、一般公衆の線量限度を担保するために規定されている。」と明記しています。

参考資料

- ① 「ICRP1990年勧告の国内制度等への取入れについて意見具申（1988年6月放射線審議会）」の「取入れに当たっての基本的考え方」（抜粋）

公衆の被ばくに関する限度は、実効線量については年1 mSv、組織に対する線量限度については、眼の水晶体に対する線量限度を年1.5 mSv、皮膚に対する線量限度を年5.0 mSvとし、これを規制体系の中で担保することが適当である。

このためには、施設周辺の線量、排気・排水の濃度等のうちから、適切な種類の量を規制することにより、当該線量限度が担保できるようにすべきである。

- ② 山本太郎参議院議員の「放射線被ばく環境下における居住に関する質問主意書」に対する答弁書（2013年12月）抜粋

原子炉施設から放出される放射性物質に関しては、原子炉施設の周辺監視区域外における一般公衆の被ばく線量が年間1 mSv以下となるよう告示濃度限度を定めている。

- ③ ①の放射線審議会の意見具申と②の線量告示の説明との関係についての質疑（2019年6月12日政府交渉）

司会	②は放射線審議会の意見具申に一致すると考えるがどうか
規制庁	②番の四角かこみの中にある部分は、そもそも線量告示というものはですね、書かれていること、これが、その放射線審議会から頂いた意見具申というものを踏まえて作成をしているというところは、その通りでございます。

- ④ 「公衆の被ばく限度年1 mSv」を担保するために線量告示を定めていることをみとめた質疑（2019年6月12日政府交渉）

司会	私が聞いているのは最終的に法規制体系の中で担保すべきであるという意見具申が出て、それに従って取り入れた法体系がね、ICRP1990年勧告を取り入れた法体系が、実際に公衆の被ばく限度を担保していないとしたら、これおかしなことですよ。立法府として無茶苦茶なことをしているんじゃないですか。そんなことありえないことでしょう。
参加者	意見具申は守らないのですか。
規制庁	申し訳ございません、同じ回答になってしまいますけれども、それを担保するために原子炉等規制法に基づいて線量告示を定めておりまして、その中では原子力施設から放出される放射性物質について周辺監視区域外で、あくまでも原子力施設から放出される・・・

- ⑤ 「公衆の被ばく限度年1 mSvは法令で担保されている」に同意した質疑（2019年6月12日政府交渉）

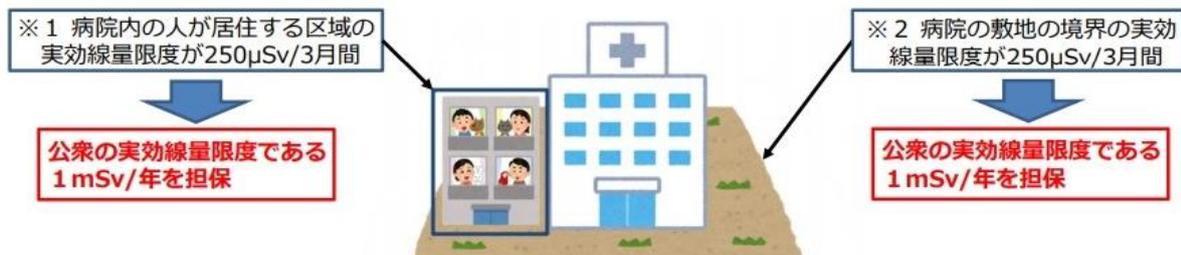
司会	公衆の被ばく限度は、だから、法令で守られているということになりますね。担保するために作ってあるんだから。要するに法令で守られていると。担保ということは日本の法律で守るということでしょう。具体的には線量告示を出して守っているわけでしょう。
規制庁	あのたぶんいいんですけども、あくまで原子力施設から放出される・・・

「医療放射線の施設設備の構造基準について」（抜粋、8ページ）

病院内の居住する区域及び敷地の境界

○病院内の居住する区域及び敷地の境界における線量限度は、一般公衆が存在する区域を防護し、一般公衆の線量限度を担保するために規定されている。

規則30条の17	188号通知 第二（四）5	防護の対象者
<ul style="list-style-type: none"> 放射線取扱施設又はその周辺に適当なしゃへい物を設ける。 病院又は診療所内の人が居住する区域※¹及び病院又は診療所の敷地の境界※²における線量を規定する線量限度以下とする。 	(1)	公衆
	(2)	



脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

連絡先	原子力資料情報室	担当（片岡遼平）	Tel：03-6821-3211
	ヒバク反対キャンペーン	担当（建部 暹）	Tel&Fax：072-792-4628